デンマーク　事前質問事項への締約国の回答（JD仮訳）

Replies of Denmark to the list of issues

CRPD/C/DNK/Q/1/Add.1

2014年6月30日

　訳者注：この回答には、数カ所、グリーンランドとフェロー諸島に関する個別の回答が含まれているが、その部分の翻訳は省略し、デンマーク本土に関する部分および国家としてのデンマークに関する部分のみ翻訳した。

**A.目的と一般的な義務（第1-4条）**

**事前質問事項のパラグラフ1に提起された問題への回答**

1. 条約第1条の障害の定義は、デンマークの障害政策の中に組み入れられている。

2. 障害者権利条約は、障害者が他の者と平等に地域社会の生活に積極的に参加するために、障害者個人の補償だけでなく、周囲の社会の障壁を取り除くことも、障害政策の目的とすることを求めている。

3. デンマークには障害の公式の定義はないが、一般的には障害は、ある人の身体的または精神的機能の低下、および周囲の社会にアクセスするための補償措置へのニーズ、として定義されている。

4. デンマークの障害政策は、1980年代初めから、4つの原則に基づいていた。これらの原則は、障害者権利条約と合致している。

5. **平等な機会の原則：**障害者の機会均等化に関する基準規則が1993年に国会の決定として採択された。以来、平等な機会と平等な扱いの原則は、「すべての人のための社会」（a society for all）を創造するという総合的な目的を有する、デンマークの障害政策のきわめて重要な要素となっている。

6. **連帯の原則：**デンマークの福祉国家は、連帯の原則と高度の再分配に基づいている。これはとりわけ、障害者に提供されるサービスが完全に税金を財源としていることを意味する。この原則は、障害のある人が必要なサービスにアクセスできるよう、すべての人が責任を共有するという考え方に基づいている。連帯の原則は、デンマークの障害政策において重要な要素である。

7. **分野責任の原則：**分野責任の原則は、デンマークの障害政策のもう一つの重要な要素である。分野責任は、活動、サービスまたは製品の責任を負っている公的機関が、機能的能力の低下した人がそれらにアクセスできるようにする責任も負っていることを意味する。そして、障害のある人を対象とする活動は、もはや社会分野だけの課題ではなく、住宅、交通、労働市場、訓練、教育、保健など、デンマーク社会のすべての関連分野の責任でもある。

8. **補償の原則：**補償の原則は、機能的能力の低下のある人は、その能力低下の影響が可能な限り広く補償されることを意味する。そのような補償は、社会の一部を機能的能力が低下した人々にとってアクセシブルにすることによって得られる。もう一つの選択肢は、障害のある個人のニーズを具体的に捉えた個別のサービスを提供することである。

9. 2013年10月、デンマーク政府は行動計画「すべての人のための社会」を発表した。これは上記の原則と国連の条約が示す障害の関係性への理解を踏まえて策定された。

**事前質問事項のパラグラフ2で提起された問題への回答**

10. デンマークは、2009年に障害者権利条約を批准した。この条約は、デンマークの障害政策の重要な枠組みとなっている。また、条約は政府の枠組みの部分だけではなく、地方自治体レベルの活動にとっても重要である。

11. 上記（パラグラフ7）のように、分野責任の原則は、デンマークの障害政策の重要な要素である。条約がすべての国内法にどのように影響するかに関して述べると、分野責任の原則に従って、新しい法案が障害者権利条約など既存の人権条約に従っているかどうかを検討する責任を各省庁が負うことになる。さらに、新法案の起草時には、それがデンマークの人権義務に準拠していることを確認するために、デンマーク人権機構（Danish Institute of Human Rights）との協議が行われる。

12. デンマークの障害者政策に条約が影響を及ぼした事例の一つは、2013年10月実施の政府の行動計画「すべての人のための社会」である。行動計画の主な目標は、機会均等、市民権と参加、自己決定と自立の強化、多様性と平等な扱いの尊重である。これらの目標は条約に由来している。

13. デンマークには98の市町村（地方自治体）と5つの地域がある。市町村と地域は、市民に対する社会保健サービスを担当している。例えば、市町村は、補償サービスを含む障害者へのサービスを提供する責任がある。そのようなサービスには、例えば、相談・助言サービス、必要な追加費用の支援、個人的な援助およびケアサービス、利用者管理のパーソナルアシスタンス（BPA）、代替またはレスパイトサービス、アテンダンス、補装具および耐久消費財、自動車購入補助、住宅の改造、居住施設の提供などが含まれる。

14. 2013年の市町村会計では、障害者や社会的な問題を抱えた人々を含む成人への支出は約285億デンマーククローネ(DKK)である。これはデイケア、高齢者、成人および児童および青少年に対する市町村の支出総額1074億DKKの約27％に相当する。この支出には現金給付は含まれていない。

15. 地方レベルでのデンマーク障害政策の実施は、国の機関が知識を収集し広めることによって支えられている。国の機関はまた、地方自治体がさまざまな分野で法律を実施するのを支援している。

16. 過去数年間、デンマーク政府は、市民が法律による権利・資格を有するサービスを確実に受けることができるようにするために、地方レベルで実施されることの比重を拡大してきている。その一例は、障害に関する社会分野の法律の市町村での実施を支援する全国規模のタスクフォースを設立する新たな取り組みである。また、国家社会苦情委員会（National Social Appeals Board）は、市町村および市民に向けられる苦情関連決定文の明瞭さを高めることによって、実施の改善を目指している。

17. 条約の第33条に従い、デンマーク国会は、デンマークでの条約の実施をチェックするための独立機関として、デンマーク人権機構を指定した。さらに、デンマーク国会は、1980年にデンマーク障害委員会（Danish Disability Council）を設置してきている。同委員会は、同数のユーザー代表者と行政担当者から構成され、デンマーク国会を含む公的機関に対する助言と、障害に関連する法律の実践とチェックという２つの役割を持っている。

18. デンマークの国会は、紆余曲折を経て、ようやく国および市町村の当局および他の政府当局を監視するためのオンブズマンを選任した。オンブズマンは、障害を含むあらゆる分野のすべての年齢の市民の、政府機関の決定と処遇に対する苦情を調査することができる。また、オンブズマンは、自ら主導的に事件を取り上げ、当局による事例についての調査を実施することもある。

19. 2014年5月13日、デンマークの国会は、障害者権利条約の選択議定書へのデンマークの加盟に関する決議を採択した。議定書がデンマークによって署名され、批准書が寄託された場合、議定書は議定書第13条（2）に従って、それから30日目に発効する。

**グリーンランド（略）**

**フェロー諸島（略）**

**事前質問事項のパラグラフ3で提起された質問への回答**

41. デンマーク政府の長期的かつ多分野の障害行動計画「すべての人のための社会」には、デンマークの障害政策の発展のための多くの長期的なビジョンと目標だけでなく、多くの短期的取り組みが含まれている。この計画は、各政策分野にわたる障害政策のための政治的および経済的優先事項の設定に役立ち、障害者権利条約を実施する継続的枠組みとして機能することになる。

42. 行動計画は6つのトピックに焦点を当てており、それぞれ独自の方法でよりインクルーシブで平等な社会へのビジョンの裏付けとなっている。1）市民権と参加、2）教育、3）雇用、4）知識の拡充と効果の改善、5 ）一貫性と質、6）革新的解決策、新技術と利用しやすさの向上、である。行動計画には、前述のテーマに関連するほぼ50の戦略的事業が含まれている。

43. 各事業は異なる省庁が担当しており、事業の期間は大きく異なる。そのうちのいくつかはすでに実施済みであるが、ほとんどの場合、2014年の最初の数カ月間に開始される。具体的な事業の進展状況と長期的なビジョンと目標への継続的な取り組み状況は、デンマークのすべての省庁の代表から構成される委員会によってチェックされる。この委員会は年に2〜3回開催され、障害問題に関する分野横断的な課題について議論する。

44. 行動計画は、「私たちぬきに私たちのことを決めないで」という原則に基づいている。政府は、障害者を代表する団体の関与を確実にするため、関連団体との一連の対話会議を開催した。関連団体には、デンマーク障害者団体、デンマーク人権機構、デンマーク障害者評議会が含まれる。対話会議は、行動計画の特定のテーマごとに行われた。

45. さらに、計画のプロセスでは、関係するNGOとの間で、公式なレベルとより非公式な突っ込んだレベルの双方で、継続的な対話が行われた。 NGOはまた、行動計画に示された多数の具体的な事業の実施においても重要な役割を果たしている。

46. 一般的に、市民社会、とりわけ障害者組織は、障害者の利益に関する政策の策定に関するすべての問題について発言している。包括的組織である「デンマーク障害者団体」（Disabled Peoples Organizations Denmark）は、関連事項については定期的に、また政策決定プロセスの全段階において、協議に加わっている。

47. 各市町村には、障害者の利益を代表する地方委員会がある。この委員会は、障害のある人に関するその自治体内のすべての政策事項についての協議に加わる。

**B.具体的の権利（第5条、第8-30条）**

**平等と非差別（第5条）**

**事前質問事項のパラグラフ4で提起された問題への回答**

48. デンマークは、社会のあらゆる分野の政策立案と法制化において高水準の人権規範を確保することを常に目標としている。例えば、新たな立法の実現に向けたすべての検討は、デンマークの人権義務の枠組みの中で実施され、それによって選択内容が決定され、その後政府が国会に法案を提出する前に、これらの義務に確実に従うための徹底的な審査がなされる。

49. 2008年、欧州委員会は、宗教または信念、障害、年齢または性的指向にかかわらず、人間個人の平等な扱いの原則を実施することに関する理事会指令を提示した。提示された理事会指令は、採択されれば、労働市場のみならず社会のあらゆる領域に適用される。

50. たとえ、差別禁止に関する全般的な法律がデンマークにないとしても、裁判所および国家苦情委員会は、条約第5条に従った平等と非差別の概念を考慮に入れることができる。

51. 差別防止に関するごく最近の動向として、政府は今年初めに差別禁止ユニットを設置した。このユニットは、障害に基づく差別や民族性に基づく差別に焦点を当てる。ユニットは、とりわけ、障害者に対する差別の程度と本質を詳しく調査する。また、障害者に対する差別を防止し、軽減するための取り組みも提示する

**障害のある女性（第6条）**

**事前質問事項のパラグラフ5で提起された問題への返答**

52. 障害のある女性および男性は、ジェンダー平等法（Act on Gender Equality）の対象となり、均等処遇委員会（Board of Equal Treatment）によって審理されるジェンダーを理由とする差別に関連する訴えを等しく提起することができる。

53. 2000年に採択されたデンマークのジェンダー平等法は、労働市場以外でのジェンダー平等の領域を規制し、ジェンダー平等を促進するための公的機関の基盤と枠組みとなっている。国および市町村の当局は、この法律の適用範囲に含まれている。さらに、この法律は、すべての商業活動に適用される。

54. この法律は、女性と男性に平等な価値があるという理念に基づいて、女性と男性の平等を促進することを目指している。この法律の目的は、労働市場外でのハラスメントや性的嫌がらせを含むジェンダーに基づく直接的および間接的差別に対処することである。この法律は性別に基づく差別を禁止している。

55. 均等処遇委員会は、差別に関する苦情を扱う独立の苦情調停機関である。委員会は、労働市場におけるジェンダー、人種、皮膚の色、宗教または信念、政治的見解、性的指向、年齢、障害または国籍、社会的または民族的出身に基づく差別に関する苦情を扱う。労働市場以外では、委員会は人種、民族、性別に基づく差別に関する苦情に対応している。

**事前質問事項のパラグラフ6で提起された問題への回答**

56. 障害のある女性や女子に対する暴力に対抗する措置については、パラグラフ17で提起された問題への回答（下記第117-123項）を参照。

57. 女子と女性の教育と雇用の機会を増やすための措置に関して、教育省は、デンマークの教育制度において、障害のある女性と女子は他のグループと同じ機会をもつと明示している。教育制度を改善するための取り組みは、女性と男性に平等に、また、障害のある市民とない市民に、平等に適用される。したがって、デンマークの教育制度において障害のある女性や女子だけを対象とした個別の取り組みはない。

58. 障害のある女性と女子に関する個別の取り組みがないという事実は、教育の権利と機会に関連してジェンダーも障害も差別の対象としていないと考えているデンマークの教育制度の文脈の中で理解されるべきである。

59. 雇用に関しても、特に障害のある女性が雇用を見つけたり維持したりすることを促進するための個別の措置はない。

**障害のある児童（第7条）**

**事前質問事項のパラグラフ7で提起された問題への回答**

60 締約国の報告のパラグラフ354は以下の通りである。

「354。障害のある児童や若者の平等な取り扱いという目的を支えるべく、障害のある少年少女のインクルージョンを拡大するための道を開いて、障害のある児童や青少年に対する偏見を排除する助けとするために、さまざまな事業が開始され、計画されている。この取り組みの一環として、デンマークは国連の障害児の専門家のポストに資金を提供することを決定した。それは2011年の夏に公表される予定であり、ユニセフが関与している。」

61. デンマーク社会サービス国家委員会（Danish National Board of Social Services）は、「障害に対する児童の態度」プロジェクトを実施し、2011年にプロジェクト報告書を発行した。このプロジェクトの背景には、障害に的を絞った教育によって障害者に対する子どもの態度を変化させ、障害者に対する子どものより大きな開かれた姿勢を生み出すことについての、より広い知識を得ることへの期待があった。障害に対する子どもの態度は、学校や日常生活における障害児のインクルージョンと偏見のない受け入れを可能にするために極めて重要である。

62. この教育訓練の前と後を比較するために、児童の態度の調査が行われた。全般的には、この教育法が障害者に対するより多くの開かれた姿勢を創出し、プラスの効果を及ぼしているとの結論が得られた。この調査によると、子どもの態度は変わってきているが、障害者に関して、さらにインクルージョンと障害、とりわけ機会均等とインクルージョンに焦点を当てる必要があることが示された。

63. このプロジェクトの対象グループは、デンマークの基礎学校の第4学年から第6学年（年齢10-12歳）の生徒と教員である。学校に提供されたトレーニングパッケージには、障害に関する教材と教員用ガイドが含まれている。これに加えて、トレーニングパッケージには、学校のいくつかの科目のための指導アイデアが含まれている。このプロジェクトの一環として、いわゆる「HANDInauts」の訓練がなされた。HANDInautsは、障害に関する問題や態度について話し合うために、第4学年と第6学年のクラスを訪問する障害者のグループである。HANDInautsは、2010年に実施されたプロジェクトの一部で、このグループの訓練と約10の学校でのセッションが開催された。このプロジェクトは、デンマーク社会サービス国家委員会（Danish National Board of Social Services）によって、青年障害者連合（SUMH）の協力の下で開始された。さらに、これらの学校には、デンマーク障害者アスリート連合のコンサルタント（様々な障害者スポーツの紹介を含む、スポーツの指導を担当する）の訪問の機会が与えられた。

64. デンマークは、2年間、ユニセフの国際障害専門職のポストを資金面で支援した。契約は2014年3月に終了したが、2014年5月に外務省は新たな支援要請を受けた。同省は、このユニセフからの要請を、他の国際機関の顧問への支援要請と合わせて、2015年初頭に検討する予定である。

65. 上記の取り組みは、障害児のインクルージョンと彼ら自身の視点が反映されることに役立つ。これは、障害児の社会へのインクルージョンのプロセスの一部である。

**意識の向上（第8条）**

**事前質問事項のパラグラフ8で提起された問題への回答**

66. デンマーク障害委員会（Danish Disability Council）の任務は、障害者権利条約に照らして、社会における障害者の状況を監視することである。委員会はまた、障害政策に関連する問題についての政府と国会への諮問機関としても機能する。委員会は、障害者の生活や生活条件に影響を及ぼしている分野の改革を率先して提案することができる。

67. デンマーク障害委員会は、障害者への社会の理解を高め、その権利の理解と尊重を促進することを目的とした様々なキャンペーンに関与している。たとえば委員会は、社会のあらゆる場で、積極的な態度変化を促進し、障害のある人とない人との平等な出会いの基盤を改善するための、長期戦略の開発に関与している。この戦略は、中央レベルの関連利害関係者からなるワーキンググループによって策定され、政府の障害に関する行動計画で開始された新しい取り組みの１つである。

68. 新しい取り組みとして、委員会は利用者自身の影響力に関する憲章を作成した。この憲章には、利用者自身の影響力にどのように取り組むかについての、一連の原則と具体的なチェックリストが含まれている。その目的は、障害のある人々が自分たちの生活により大きな影響を与えるのを助けることである。既に幅広い団体や個人がこの憲章に賛同している。

69. デンマーク障害委員会はまた、障害のある人々の投票へのアクセスの改善に努め、学習障害や読書困難のある人々のために、電子投票の導入、アクセシブルな資料の作成、民主的精神の育成を促している。委員会は専門家と政治家に問題と視点を提示し、さらに政党に連絡して、各政党の主要な論点の、アクセスしやすく読みやすい資料を作るよう促した。

70. さらに、委員会は、「それは障害ではない」というキャンペーンの一翼を担っている。このキャンペーンは固定観念に挑戦し、障害者の技術と力に焦点を当てている。障害に関係なく誰もが、Facebookで自分の生の生活のストーリーを最大限に語ることができる。それらのストーリーはまた、全国を回るキャンペーンバスを通じて共有された。

**アクセシビリティ（第9条）**

**事前質問事項のパラグラフ9で提起された問題への回答**

71. 前述のように、分野責任の原則は、デンマークの障害政策の重要な要素である。分野責任の原則は、新しい法案を作成するときに、その法案が既存の人権義務、例えば障害者権利条約の第9条に従っているかどうかを検討するのは、それぞれの省庁の責任であることを意味する。アクセシビリティは、コミュニケーション、技術、情報、そして建設環境など、幅広い分野を網羅している。

72. 下記は障害者のアクセシビリティがデンマークでどのように扱われているかを示すいくつかの例である。委員会へのデンマークの初回報告には、たとえば電気通信の法制のようにアクセシビリティについての広範な記述がある（個別の権利、第9条、パラグラフ104-116参照）。別の例として、下記に建設環境のアクセシビリティを説明した。

**建設環境のアクセシビリティ**

73. 障害のある市民が障害のない市民と平等な立場で社会活動に参加するためには、建設環境へのアクセスが不可欠である。したがって、アクセシビリティはデンマーク建設規則の重要な部分となっている。この規則は、新しい建物や総合的に改装された既存の建物に障害のある人々がアクセスできるようにすることを目的としている。

74. 障害者のための規制の中には、障壁のない入口、エレベーター、トイレなどの規則が含まれる。

75. しかし、デンマーク建築研究所（Danish Building Research Institute）が実施した最近の調査によると、デンマーク建築法制の中のアクセシビリティ規則は、新しく建てられた多くの建物で、常にまた一貫して守られているとはいえない。この研究は、知識不足をその主因にあげた。

76. デンマークの気象・エネルギー・建設省は、行動計画「すべての人のための社会」の一環として、デンマークの建設環境での高水準のアクセシビリティの確保という現在の課題に応じて、2つの取り組みを開始した。

77. 第1の取り組みは、現在の規制について、建築業界の関連パートナーに情報提供し、指導し、助言するための強化キャンペーンの実施を目的としている。この取り組みはまた、規制を満たすための実用的かつ革新的な方法の知識を収集し、その普及を図っているが、同時に、建築形態の多様性なども許容している。これは、デンマークの障害者団体、デンマーク人権機構、その他の関連当事者との対話を通じて実施されている。

78. 第2の取り組みは、障害者のアクセシビリティを生み出そうとするときに、現在の規制が、新しい革新的な解決法を開発し実施する上で障壁となるかどうかを判断するための分析を行うこと目的とするものである。規制がこの分野での進歩を許容することは重要である。設計者、エンジニア、建設者など建築専門家が、建築環境の新しい解決法の必要性と需要に合った建物を作る上で、アクセシビリティを障壁と見なすべきではない。

79. これらの取り組みは現在、デンマーク気象・エネルギー・建設省が、デンマークの建設環境のアクセシビリティ分野の関連当事者との緊密な対話を通じて実施している。

**交通機関のアクセシビリティ**

80. デンマーク政府と公共交通事業者は、すべての人が公共交通機関にアクセスできるようにし、公共交通が安全かつ確実に利用できるために歩道や交通環境を設計し管理するという目的を共有している。

81. 政府は、交通省の分野全体に適用されるアクセシビリティ政策を2013年に採択した。これは新しいインフラ事業の決定・確立に際して、すべての段階（計画、実行、運用）でアクセシビリティを組み込むことを求めている。

82. できるだけ多様な種類の障害のある人々がインフラ事業にアクセスできるようにするためには、新しい設備や大規模な改修事業が設計される必要がある。このアクセシビリティ政策は、最も多くの人々に公共交通機関へのアクセスを与え、その上で、それを利用することが困難な人々に、補足的で補償的な輸送手段を提供する取り組みを主眼にしている。

83. コペンハーゲンのメトロ事業は、アクセシビリティ政策が最初から組み込まれた例である。このメトロ事業は、デンマーク障害者団体との緊密な協議により実現された。この協議は、最も適切でアクセシブルな解決策を共同で見出すために役立った。その結果、メトロは物理的に完全にアクセス可能になっている。

84. 新しい列車の購入に際して、デンマークは移動能力の低い人のニーズを確実に考慮に入れている。また、駅が大幅に改築される場合にも、移動能力の低い人のニーズが考慮されることになる。

85. デンマークは、鉄道旅客の権利と義務に関する2007年10月23日の欧州議会および欧州理事会の規則1371/2007に従わなければならない。

86. 現在デンマークでは、公共交通へのアクセシビリティに関して、新たな拘束力のある規制または法律を導入する予定はない。

**グリーンランド（略）**

**フェロー諸島（略）**

**危険な状況と人道上の緊急事態（第11条）**

**事前質問事項のパラグラフ10で提起された問題への回答**

93. デンマーク人道戦略は、デンマーク人道NGO、国際連合組織、そして国際赤十字委員会（ICRC）を含む様々なパートナーおよび組織を通じて実施されている。各パートナーまたは組織は、デンマークの戦略の実施を促し、また一部の組織は脆弱な立場に置かれている人々の保護に特化している。

94. ユニセフとセーブ・ザ・チルドレンは、児童の保護に大きな責任を持ち、障害のある児童を保護する分野で印象的な仕事をしている。ICRCは緊急時に特に障害のある人をケアしている。脆弱な立場に置かれている人々、特に障害のある人々の保護とケアは、ICRCのプログラム活動の大部分で重要な役割を担っている。

95. デンマークは、障害者の保護に関する緊急時に、特定の警報システムまたは手続きを強制するのではなく、対話を通じての協力関係を奨励して必要な場合に設置するよう促している。現在、障害者の安全と保護のための特別な手続の問題について、人道援助機関（良き人道的ドナーグループ）との間で人道的基準に関する継続的な議論が行われており、これは国際的な合意基準につながっていく可能性がある。デンマークは、障害者の権利擁護団体からの貢献を歓迎している。

**法律の下で等しく認められる権利（第12条）**

**事前質問事項のパラグラフ11で提起された問題への回答**

96. デンマークは、法的能力不全および後見法（Act on Legal Incapacity and Guardianship）は、後見はニーズに応じて調整され、必要とされる措置を決して超えてはならないという原則に基づいていることを指摘したい。後見の対象となる者は、法的能力を失う完全後見のための裁判の決定の前、および他の形態の後見のための国務院の決定の前に、相談を受けることになる。後見を要する状況が一時的なものである場合、または他の条件がそのような決定に優先する場合は、後見決定は一定期間に限定することができる。後見人は、主なルールとして、重要な事項について決定を下す前に、被後見人に相談しなければならない。

97. 政府の見解では、障害者権利条約は、法的能力の剥奪、法的能力の行使の支援、または、強制的な後見を、最後の手段として、かつ保護手段が存在している場合にのみ、必要なものとして認めている。2014年2月28日の政府の文書を参照されたい。この文書で政府は、障害者権利条約第12条に関する一般的意見の草案について権利委員会にコメントを送った。

**司法へのアクセス（第13条）**

**事前質問事項のパラグラフ12で提起された問題への回答**

98. デンマークでは、裁判所管理局（Court Administration）が、判事補佐への基本的な訓練のほか判事への高レベルの教育の提供を担当している。

99. 裁判所管理局は、障害者の権利と条約を認識しているが、同時に最も多くの裁判官に役立つ訓練コースを提供することに重点を置いており、ほとんどの訓練コースは教科関連の法的事項を扱っている。とはいえ、裁判所管理局は、精神疾患を有する人々に対処する方法に関する訓練コースを提供している。この訓練コースの目的は、このグループの人々への理解を高め、裁判官がこのグループの人々が特に必要としていることに一層留意できるようにすることである。デンマーク裁判所管理局は、継続的に、障害者の権利を含め、さまざまな訓練コースへのニーズに配慮している。

100. 警察学校（Police College）では、警察官幹部候補生は「デンマーク - 民主的憲法国家」と呼ばれるコースに出席する。このコースでは、警察官幹部候補生に、欧州人権条約の関連規定、関係制度とその警察業務との関係などが教えられている。

101. 警察官幹部候補生は、「パトロールと主要な事件手続き」のコースにも参加しており、ここでは地域社会の脆弱な立場に置かれている人々が関わる状況における適切な行動と健全な活動方法が教えられている。

102. さらに、警察官幹部候補生は「脆弱な立場に置かれている人々」と呼ばれるコースに出席する。このコースを通じて警察官幹部候補生は、デンマーク警察法の詳細な知識と、警察業務を行うに当たっての不利な立場の人々や脆弱な立場に置かれている人々への責任、保護、および注意深い対応に関して、この法律の背後にある意図を熟考する能力を持つことになる。コースの一環として、警察官幹部候補生は、不利な立場の人々や脆弱な立場に置かれている人々にかかわる適切な警察活動を評価し、決定し、議論するために、関連する法律に関する知識を確実に有することを求められる。

**自由と安全（第14条）**

**事前質問事項のパラグラフ13で提起された問題への回答**

103. すべての医療処置に関する主要な原則は、自己決定およびインフォームドコンセントである。これらの原則は法令に正式に示されている。精神科治療の強制に関しては、精神医療法（Psychiatric Act）はいくつかの基本原則を定めている。この法律では、治療を受け入れるように患者を説得するためのすべての可能な手立てが講じられることなしには、強制治療は許可されないと規定されている。強制の使用は、目的に見合うものでなければならず、また可能な限り、軽い方法を取ることが求められる。自由の剥奪と他の拘束の使用のすべての事例は、精神科病棟の特別な手順書に記載されなければならず、この情報は地方当局と中央政府機関に報告される。議会の特別小委員会は、憲法71条の下で、行政権力の行使を監督している。

104. 2014年10月、デンマーク政府は、拘留または強制される精神科患者の権利を確実に改善するために、機械的拘束を減らすための措置を含む精神医療法の改正法案を提出することになる。

**事前質問事項のパラグラフ14で提起された問題への回答**

105. 新しい刑務所を設置するときには、刑務所・保護観察庁は、障害者のアクセシビリティに関する現行のすべての建築基準を遵守するよう念入りに配慮している。しかし、障害者権利委員会へのデンマークの初回報告（第9条、パラグラフ75-76）にあるように、障害者を収容するための特別な房が既存の刑務所に数多く設けられている。デンマークの国と地方の刑務所は、古い建物となっていることが多く、一般的には今日の障害アクセス要件を遵守していない。

106. 患者が措置され、拘留され、強制治療を受ける場合、患者には常に患者アドバイザーが配置される。患者アドバイザーは、これらの決定が下されてから可能な限り早期に割り当てられなければならない。患者が縛られるか他の身体的強制の対象とされる場合、患者は患者アドバイザーを必要とするかどうかを問われなければならない。そして、患者が要求するのであれば、患者アドバイザーが割り当てられる。患者アドバイザーの形での法的代理人は無料で配置される。

107. 患者が強制治療に直面したときはいつでも、患者または患者アドバイザーは、精神科患者苦情委員会でその事例を審査するよう求めることができる。苦情は、患者アドバイザー、医師、看護師、ケア補助者または治療に参加する病院の他のスタッフに提示される場合がある。また、苦情は病院当局に直接転送されることもある。病院当局は、精神病患者苦情委員会に先立って、可能な限り早急に事案を検討しなければならない。強制治療についての苦情には時間稼ぎの効果があることは否定できない。しかし、医師は、患者の生命や健康に重大な危険をもたらすことを避け、患者が他の人に危害を及ぼすことを防ぐために、苦情が未決である間にも治療を続けることが可能になっている。

108. 強制措置、拘留、および連れ戻しに関して、患者が患者苦情委員会の決定に不満がある場合、患者または患者アドバイザーは、事案の法廷への持ち込みを要求することができる。

**拷問や残虐、非人道的、または虐待的な扱いや処罰からの自由（第15条）**

**事前質問事項のパラグラフ15で提起された問題への回答**

109. 質問13に対する回答で述べたように、法律は、治療を受け入れるように患者を説得するためのあらゆる可能な措置が取られるまで、強制治療が認められることはないと規定している。やむを得ず強制が用いられる場合であっても、それは、必要な目的に見合ったものでなければならず、可能な限り抑制された措置がとられるべきである。

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

**事前質問事項のパラグラフ16で提起された問題への回答**

110. デンマークの刑法には、障害のある人を含む脆弱な立場にある人や依存的な人を保護するためのいくつかの規定が含まれている。デンマーク当局はこれらの規定の違反に関するデータを収集しているが、このデータは脆弱性または依存の状態の原因（障害またはその他の状況）によって分類されていない。

111. したがって、デンマークでは、一般に、障害者がどの程度暴力、搾取、または虐待を警察に報告しているかを示すデータが用意されていない。

112. デンマーク刑法には、精神障害者への性的搾取に関する明確な規定が含まれている。刑法第218条によれば、相手の精神障害または精神遅滞につけ込んで性交を行う者は、4年を超えない期間の懲役刑を宣告される。

113. 警察への通報、予備的告訴、起訴、有罪判決の数などを示す、2009-2013年の第218項違反に関する表は以下である。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
| 通報 | 20 | 9 | 14 | 18 | 15 |
| 予備的告訴 | 17 | 9 | 15 | 17 | 16 |
| 起訴 | 5 | 3 | 15 | 9 | 4 |
| 告訴取り下げ等 | 7 | 7 | 4 | 8 | 8 |
| 無罪判決 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 有罪判決 | 2 | 2 | 4 | 11 | 14 |

114. デンマークの独立警察苦情処理局（IPCA）は、警察官がかかわった刑事事件の調査を行い、警察の不正行為に関する苦情を検討し、不正行為の有無に関する決定を下す。 IPCAは、2012年1月1日に施行された法律第404号（2010年4月21日）によって設置された。

115. IPCAには、刑事事件または障害者に関する苦情の特別の登録はないため、これらに関する有効な統計情報を提供することはできない。しかし、関係者の調査によれば、2012年1月1日以降に同局は、障害者に関する少なくとも14件のケースを処理している。これらの苦情ケースのうち女性によって提起されたものは一件にとどまっている。

116. 14件中7件がまだ決定に至っていない。決定が下された7つのケースのうちの1つで、IPCAは関係する警察官への憤りを表明している。他の6例では憤りの表明には至らなかった。

**事前質問事項のパラグラフ17で提起された問題への回答**

117. 社会サービス法第109条により、市町村は、家族や同居関係の中での暴力、暴力的脅迫、または類似の危険にさらされている女性のための一時的な宿泊施設を提供する。その対象となる女性は子どもを同伴することができ、滞在中にケアとサポートを受ける。市町村の責任範囲には、障害のある女性が暴力や暴力的脅迫の犠牲者となっている場合も含まれる。

118. この法律の第110条によれば、市町村は、家庭を持たないか、自宅にいることができない人や、住居と立ち直りの支援（activating support）、介護およびその後の支援を必要とする人など、特別な問題を抱えている人のための一時的な宿泊施設を提供する。この責任範囲には、パートナーからの暴力の犠牲者で、自宅を離れる必要がある障害のある男性も含まれる。

119. 障害者のいる家族を含め、暴力が行われている家族への取り組みを改めることの適切性を検証する目的で、犠牲者と加害者の両方が助言を得ることができる支援センターを設置する試験事業が行われている。支援センターは犠牲者と加害者の両方の立場を考慮し、両者に対して、市町村のサービスを含む次の支援への引き継ぎを行う。

120. 市町村は、社会サービス法第19条に従い、障害のある児童および青少年に対する暴力的虐待や暴力を含む児童および青年の虐待事件の予防、早期発見および解決のための、政治的に採用された救済措置（political adopted remedies）を講ずる義務を有する。したがって、市町村は、暴力の対象となっているか、またはその危険がある子どもへの介入に明確に焦点を当てる必要がある。

121.子どもの育成のための良質で安全な条件を確保するための早期介入を目的として、社会サービスに関する法律は、警察を含む市民や専門家が、暴力または児童の放置に気づいた場合、市町村に通報する明確な義務があることを定めている。この義務は、障害児の場合にも適用される。

122. さらに、デンマークは最近、被害者一般の支援と保護を改善するためにいくつかの立法措置を講じている。取り組みの一つは犯罪被害者基金（Crime Victim Fund）である。これは、犯罪被害者に関する問題に取り組む研究者、NGO、公的機関、民間機関、などによって、犯罪被害者の状況を改善するための活動に経済支援を提供することを目的として立ち上げられた。

123. また犯罪傷害補償委員会（Criminal Injuries Compensation Board）も、被害者補償の決定をより迅速かつ効率的に行うことができるように、権限が強化された。

**事前質問事項のパラグラフ18で提起された問題への回答**

124. 強制治療を用いるためには、患者は精神異常または精神障害の状態でなければならない。「精神障害」の基準は限定的に解釈され、精神異常との区別ができないほどの状態であることが求められる。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

**事前質問事項のパラグラフ19で提起された問題への回答**

125. 障害者の強制不妊措置は、デンマークでは1967年に廃止された（1967年6月3日の法律第234号）。デンマーク保健法の110条と111条によると、精神障害のある人の不妊措置は常に特別な許可を必要とする。現行の規則は、不妊措置は、限定された条件の下で、本人または保護義務を有する親もしくは特別に任命された後見人から求められたものでなければならないという原則に基づいている。

**移動の自由と国籍（第18条）**

**事前質問事項のパラグラフ20で提起された問題への回答**

126. デンマーク憲法第44条に基づき、議会（帰化）法による以外では、外国人はデンマーク国籍を得ることができない。したがって、帰化を認めることは立法議会の有する排他的特権である。

127. デンマーク国籍の資格を得るには、2013年6月6日の公報 9253号に記載されている条件を満たす必要がある。これには、申請者がデンマーク語の能力を証明し、市民権試験に合格することが特に求められる。障害のある人は、試験時間の延長や用具の使用など、テスト中の配慮を得ることができる。

128. また、長期的な身体的、精神的、知的または感覚的障害があると診断された人が、機能障害のためにこれらの条件を満たせない、または満たす合理的な見通しがないのであれば、デンマーク語の条件および市民権試験の条件の適用を免除される場合がある。デンマーク議会の帰化委員会は、過半数の決定により、その人が免除の対象となるかどうかを決定する。

129. 申請者に長期的な身体的、精神的、知的または感覚的障害があることが医学的に示され、その機能障害と上記条件が満たされないこととの間に因果関係があることが証明されれば、条件免除のための申請書が帰化委員会に提出される。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

**事前質問事項のパラグラフ21で提起された問題への回答**

130. デンマーク障害政策の指針となる原則は、どのような援助が提供されるべきかは、居住施設の種類によってではなく、個人のニーズによって決定されるということである。その結果、居住施設とサービスは分離され、障害者は自立して生活する。1998年には社会サービス法が採択され、それには市町村は障害者の個人的および社会的発達を確保しなければならないと示されている。これは、市町村が障害者のために周囲の地域社会での自立生活とインクルージョンを提供することを意味する。

131. デンマークでは、障害者のための住宅は、社会サービス法または社会住宅法に基づいて建てられている。デンマークの社会サービス法に基づく長期居住施設、または高齢者や障害者のための社会住宅の利用資格があり、そのような居住施設を入手するための条件を満たす申請者は、居住する施設を選択することができ、また、１つの施設から別の施設に移動することもできる。

**社会サービス法の住宅居住者**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一時利用住居  （社会サービス法第107条） | 長期利用住居  （社会サービス法第108条） |
| 身体的機能の障害 | 534 | 1450 |
| 精神的機能の障害 | 3356 | 4449 |
| 精神疾患 | 2035 | 2406 |
| 特別な社会問題 | 561 | 116 |
| **合計** | **6486** | **8421** |

**社会住宅法の住宅居住者**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住戸（社会住宅法第105条） |
| 主に精神的/身体的障害のある人のための看護住居 | 6771 |
| 主に精神的/身体的障害のある人のための一般住居 | 1291 |
| 合計 | 8062 |

出典：統計デンマーク2013

132. さらに、高齢者のための約35,000の住居が用意されている。

133. デンマークは、非自発的に障害者用の住宅に閉じ込められている人がいるかどうかを提示していない。社会サービス法第129条には、同意なしに特別な居住施設に入居させることが認められる場合の規則が記載されている。それによると、転居を拒否しているか、インフォームドコンセントを与える能力を欠く人で、特定の居住施設に入らなければならない人（第129条の第2項を参照）について、市町村は、国が決定すべきことを勧告することがある。転居させることは、次の場合にのみ可能である。

（1）必要な援助を確実に受けるためには転居が絶対的に必要。

（2）その援助は、現在の住居では提供できない。

（3）自分の行為の結果を理解することができない。

（4）自分自身を相当な自傷にさらす危険性がある。

（5）転居させる手配をしないことが無責任と判断される。

134. さらに市町村は、犯罪防止の目的のために、罰の免除の条件または保護観察の判定または命令に従って、社会行政当局による監督を受けなければならない人を監督する。

**事前質問事項のパラグラフ22で提起された問題への回答**

135. 前述のように、地方当局（市町村）は、国レベルで公布された法律および規定を実施および管理する責任を有する。地方の組織は、可能な限り市民との密接なかかわりを持ちながら、確実に社会サービスの設計と提供を行う。市町村は、援助の必要性に関する具体的かつ個別の評価に基づいて援助を提供する。そして、どのような種類の援助が提供される場合であっても、それは自己決定、ニーズ、および個人の資源を尊重して提供されるよう計画されなければならない。

136. 2006年以来、デンマークの各市町村は地方障害委員会（local disability council）を設置する義務を有している。市町村は、障害者に影響を及ぼすあらゆる取り組みについて、障害委員会と協議しなければならない。障害委員会に関する規定は、社会問題における法的保護および管理法（Act on Legal Protection and Administration in Social Matters）第37a条に記されている。障害委員会は地方議会に助言し、地方自治体の市民と地方議員との間の障害政策に関する視点の相互理解を促す。障害委員会には、障害者団体の連合組織によって指名された地方の障害者団体のメンバー3-7人と地方議会が指名した3人の委員がいる。

137. 2014年1月1日、新しい国家社会監督（national social supervision）が設立された。社会監督の任務は、長期居住施設などの質を評価し、認証することである。この目的のために、政府は品質モデルを開発した。品質モデルには、多くの視点からの指標が含まれている。例えば、居住施設に関しては、障害者の自立、社会的関係、周辺社会におけるネットワーク、教育、雇用機会などをどのように支援しているかが評価される。社会監督の目標は、様々な援助の体系的かつ集中的な評価を提供することである。

138. 先に紹介したデンマーク政府の行動計画には、障害者の能力を高めて、毎日の活動に平等に参加し、可能な限り自立して生活することができるようにするための2つの取り組みが示されている。

**事前質問事項のパラグラフ23で提起された問題への回答**

139. 9時間未満のパーソナルアシスタンスを受けている者の法的救済に関しては、委員会の質問の意味が明確ではない。社会サービス法または社会問題における法的保護および管理法によって特段の定めがない限り、市町村の決定に関しては、社会問題における法的保護および管理法の第10条の規定に基づいて国家社会苦情委員会（National Social Appeals Board）に苦情を申し立てることができる

140. 子どもに対するパーソナルアシスタンスに関しては、2000年の公立学校法の改正に関連して、広範囲の特別ニーズ教育についての決定に関して、特別苦情委員会に苦情を申し立てることが可能となった。広範囲の特別ニーズ教育は、特別なニーズ教育のためのクラスや学校での教育、またはレッスンの半分以上で与えられる支援として定義されている。

141. 2012年に、特別教育は、少なくとも週9時間生徒に支援を提供する教育と定義された。しかしながら、子が週18レッスン未満の授業を受けている親の苦情申し立ての権利が失われないようにするために、たとえば授業が週16レッスンの生徒の親も、週に8時間以上の支援を受けていれば、苦情を申し立てることができる。18レッスン未満の生徒は、幼稚園クラスにいるのかもしれない。これにより、教育時間の半分以上で子どもが支援を必要としていると考えれば苦情を申し立てることができた以前と比較して、親の法律的な立場が後退するのを防ぐことができる。

142. 上記を踏まえ、教育省は、週9時間未満の支援を受ける生徒を含めて、公立学校における教育の質の保証は十分であると見ている。

143. したがって、教育省は、子どもが必要とする支援と調整を受けているかどうか、また支援がインクルージョンを進める環境で提供されているかどうかを判断することのできる苦情制度を新しく設ける必要はないと考えている。

144.私立小学校および前期中等学校ならびに私立寄宿学校は、パーソナルアシスタンスを教育の場面における実際の困難を克服するために必要としている生徒に提供する義務がある。パーソナルアシスタンスのための補助金は、申請があった場合、国家品質監督局（National Agency for Quality and Supervision）の決定に基づいて提供される。これらの決定は、私立小中学校の法律と私立寄宿学校の法律に基づく不服申し立て制度の対象となる。

145. 教育省は、週9時間未満の支援を受ける生徒を含めて、私立の独立学校における教育の質の保証は十分であると理解している。

146. したがって、教育省は、子どもが必要とする支援と調整を受けているかどうか、また支援がインクルージョンを進める環境で提供されているかどうかを判断する苦情制度を新しく設ける必要はないと考えている。

147. 支援を必要とする公立学校と私立学校の生徒には、たとえば差別化された教育、小規模なグループへの分割、または個々の学生のためにもクラス全体としても役立つような共同指導および教育補助者の活用などの支援が提供される。

**表現と意見の自由と情報へのアクセスの自由（第21条）**

**事前質問事項のパラグラフ24で提起された問題への回答**

148. 2014年5月13日、デンマーク国会はデンマークの手話言語委員会を設立する法律を可決した。この委員会の任務は、デンマーク手話言語の文献情報収集に関する原則とガイドラインを作成し、デンマーク手話言語に関する助言と情報を提供することである。

**プライバシーの尊重（第22条）**

**事前質問事項のパラグラフ25で提起された問題への回答**

149. デンマーク保健法（Danish Health Act）は、健康情報の開示を規制している。それによって、退院後の必要な治療を望まないことが想定される精神病患者には、特別規則が適用される。そのような状況では、可能であれば、患者、精神科医、および他の関係者との間で任意の合意がなされる。患者が自発的な合意を望まない場合には、調整計画が立てられる。精神科患者のさらなる治療が必要な場合、これら2つの計画に関する規制が、関連する個人データのやり取りの拠りどころなる。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

**事前質問事項のパラグラフ26で提起された問題への回答**

150. 結婚および婚姻解消法（Act on Formation and Dissolution of Marriage）によれば、被後見人は後見人の同意なしに結婚することはできない。しかし、市町村（デンマークで結婚を行う当局）は、後見人が結婚に同意していなくても、被後見人が結婚することを許可することがある。

151. 市町村が結婚を許可しない場合、被後見人はその決定に関して、児童・男女平等・統合および社会問題省に不服を申し立てることができる。しかし、そのような事例は極めてまれである。

152. 後見人が自分の立場を乱用した場合、後見人はデンマーク法的能力不全と後見法に従って解任される。後見人は、必要であれば被後見人の最善の利益を優先的に考慮する形で解任される。さらに、国家行政当局は、いつでも独自の判断で後見の決定を変更または取り消すことができる。また、国家行政当局は、被後見人を含む様々なグループの人々の依頼に基づいて行動することができる。

**事前質問事項のパラグラフ27で提起された問題への回答**

153. デンマークの社会サービス法には、障害児と両親が一緒に暮らすことができるように支援するための機会が数多く設けられている。

154. 児童及び家族を対象とする支援措置には、次のものがある。

・子どもの障害または病気の結果として発生した追加費用の払い戻し。

・両親が18歳未満の障害または長期間にわたる病気の子どもを自宅で養育した場合に生ずる就労収入の損失の補償。

・さまざまなタイプのレリーフ（レスパイト）（例：自宅での支援、デイケア施設、養育ファミリーケア、特別日中療育プログラムへの一時的宿泊など）。

・用具、転居、住宅改造、自動車購入の費用をカバーする。

・障害のある子どもおよび12歳から18歳までの未成年者に対しての月に15時間の介護支援。

・特別なデイケア、特別なクラブ、サポート付きの通常のデイケア、または家庭での親によるデイケアなど。

・家庭での実用的、教育的またはその他の支援;

・養育権を有する人とその子どもまたは未成年者と他の家族への24時間の居住ケア。

・里親家族や認可された介護の場または24時間体制の施設でのレリーフの手配;

・子どもまたは未成年者のための個人アドバイザーの任命;

・子ども/未成年者と家族全員の永続的なコンタクトパーソンの任命。

155. さらに、社会サービス法は、支援（特に後者の5つの点について）は、早い段階から継続的に提供されなければならないと述べている。ここではどのような問題であっても、可能な限り家庭や身近な環境の中で解決される。そして、可能であれば、子どもや未成年者の問題は家族との協議と協力で解決される。これが不可能な場合は、その問題に対処するためにとられた措置の背景、目的および内容を、養育者である親ならびに子どもまたは未成年者に説明しなければならない。

156. また、デンマーク政府は現在、障害児のいる家族を、家族が一緒にいられるように支援することに重点を置いている。それは、障害者国家行動計画に反映され、政府は障害児の家族への支援の取り組みに4000万DKKを配分した。この取り組みは、障害のある児童に対処する親の能力を強化し、障害のある児童のいる家族（親、兄弟姉妹、障害児ともに）の全体的な福利を向上させることを目指している。

157. 最後に、デンマーク政府は、障害のある児童を含む脆弱な立場に置かれている児童に対する早期の支援を確実にする取り組みに、2014〜2017年に多額の予算を配分した。この取り組みの一環として、デンマーク政府は、早期の予防的支援の重要性を強調する法案を2014年3月にデンマーク国会に提出した。この法律は2014年10月に施行される。他の取り組みには、次が含まれる。

・特に脆弱な立場に置かれている親の、親としての能力を強化する取り組み。

・デイケアでの脆弱な立場に置かれている児童の早期支援を強化する取り組み。

・脆弱な立場に置かれている子どもへの市町村の早期予防的支援における、スポーツ、音楽訓練、スカウト協会などのレジャー活動への参加を促進するための取り組み。

**教育（第24条）**

**事前質問事項のパラグラフ28で提起された問題への回答**

158. デンマークの教員は、新任教員養成（ITE）の期間と様々な継続的専門能力開発（CPD）プログラムを通じて、インクルーシブな教育環境の視点を取り入れるように訓練されている。

**初期教員養成**

159. デンマークのITEプログラムは4年制大学の専門学士で、教師を目指す学生（student teacher）に一般的な教育学や教授法の能力、および（通常は）3つの科目（科目別の教育学や教授法を含む）に関する知識を提供している。デンマークのITEプログラムには、教育実習と「一般教育」も含まれる。

160. ITEプログラムは、教育プログラムの各要素についていくつかの実践重視の能力目標によって組み立てられている。 「インクルージョン」は、以下に示した必須目標を含む能力目標の中に含まれている。

・学生の学習と発達。

・指導能力;

・一般教育;

・教育実習（レベルⅡ）;

・教育実習（レベルIII）。

161. さらに、「インクルージョン」は主要科目の能力目標の中で再教育が必要とされる部分である。

162. また、デンマークのITEには、第二言語としてのデンマーク語、および特別なニーズと補習指導に関する必須能力目標も含まれている。

**継続的な専門教育**

163. 教員やその他の専門家グループは、専門高等教育機関、専門大学、大学などの幅広い高等教育機関からCPDプログラムを選択することができる。

164. そのようなプログラムとして次のものがある。

•専門職学位（EQFレベル5）：

•社会教育;

•青少年・成人教育;

•学士号（EQFレベル6）：

•教育活動および社会教育活動;

•子どもの言語;

•異文化教育法;

•スーパービジョン、数学;

•教育学;

•特別支援教育;

•修士号（EQFレベル7）：

•保育と小学校教育学;

•学校教育（小学校および前期中等学校）;

•学習プロセス；

•特別支援教育。

165. 上述の教育プログラムは、いずれも欧州単位互換・累積制度（ECTS）に含まれる60単位に該当する。

166. 上記のプログラムに加えて、第二言語としてのデンマーク語、教育学、一般および教科別の教育学を含む他のプログラム（120単位のECTS「志望者」プログラム（EQFレベル7）を含む）では、インクルージョンの様々な側面を扱っている。

**グリーンランド（略）**

**事前質問事項のパラグラフ29で提起された問題への回答**

169. デンマークの教育制度では、すべての学習者の学習成果を引き上げることが必要不可欠とされる。インクルーシブ教育が果たすべき重要な役割は、デンマークの公立学校のインクルージョンを強化し、すべての生徒に彼らの潜在能力を最大限に発揮できるよう改革することを目指す最近の政治的取り組みを通じて確認されている。

170. このような変化のためには、新たな方法で教育力と知識を伸ばし、それらを活用する十分な能力が必要とされる。デンマーク政府は、インクルーシブ教育のためにすでに懸案となっている目標に基づいて、初等中等学校の新しい改革に取り組んでいる。

171. 政府と国会内のいくつかの政党は、公立学校の改革に合意した。この改革には3つの重点目標がある。

・公立学校は、すべての生徒にその可能性を最大限に発揮させることに取り組まなければならない。

・公立学校は、学業成績への社会的背景の影響を軽減しなければならない。

・公立学校での専門的知識と実践の尊重を通じて、学校への信頼と生徒の満足感を高める必要がある。

172. 公立学校の改革は、公立学校を進化させ、インクルージョンの目標を達成するための新しい枠組みを提供する。

173. 改革の意味すること。

・有資格の教員や社会教育スタッフと学校で過ごす時間が増える。

・0〜3年生の学校での週30時間、4〜6年生の週33時間、7〜9年生の週35時間を授業時間数とする。

・4年生から9年生までのすべての生徒に対してデンマーク語と数学の週1コマの特別レッスンを行う。

・1年生から英語のレッスンを開始し、1年生と2年生では週1コマのレッスンを行う。

・毎日1回の身体運動のレッスンを行う。

・「補足教育/活動レッスン」。このレッスンで、教員と専門スタッフは生徒のためにより多様で刺激的で意欲の持てる学校生活を生み出すことができるようになる。

・「共通目的」（Common Objectives）は、生徒の学習成果を重視する形で認定され、簡素化される。

174. すべての子どもたちに対応する学習環境：

地方の初等学校および前期中等学校（デンマークの国民学校）の改革は、次のことのための新しい枠組みをもたらす。

・授業の差別化。

・クラスの一時的な細区分。

・一律基準での満足度の測定。

・教員の能力の強化。

・教員と専門スタッフは協力しなければならない。

・一層高度なインクルージョンを進める過程で最も重要なこととしての通常の授業の強化。

175. インクルージョンの目的に関しても、その改革に関しても、学校と市町村の能力を支援し、構築することは重要である。政府は、対象となる教員の現任訓練の拡充を支援するために、10億デンマーククローネを用意した。

176. インクルージョンは、優先分野の1つであり、能力開発の目標である。

177. 保育施設や学校のインクルージョンの進展を支援するため、政府はインクルーシブなカウンセリングを含む「学習コンサルタント」の国家チームを設立した。そして、すべての生徒に対応し、インクルーシブな学習環境を確保するために、この学習コンサルタントチームを支援し補完する形で、公立学校のリソースセンターが設立されている。リソースセンターは、例えば障害のある子どもに関して、既存の知識を確実に活用し、新しい知識を開発するために役立てられる。

178. 政府は地方自治体の組織との間で、インクルージョンの一層の拡大に向けての取り組みについて合意している。

179. 政府の目標：公立学校の生徒の96％が2015年までに通常の教室で授業を受けるようにする。現在は94.8％である。

**小学校リソースセンター後援の研究開発プロジェクト**

**インクルーシブな教育 - 差別化された教育（differentiated teaching）と学習環境**

180. デンマークの公立学校の中核となる原則の1つとして、差別化された教育の提供が求められている。教員は、個別的な指導を提供すると同時に、誰もが仲間の感覚を持てる学習環境をつくる必要がある。教室のすべての生徒が、興味とニーズが異なるにも拘わらず、この仲間の中で効果的に学び、発達し、その仲間の一部であることを感じることができるように、教授法を編成するための知識が必要である。インクルーシブな仲間の中でも、彼らのさらなる発達をサポートする学習環境を生み出す要因を探ることも重要である。

181. **差別化された教育および特別なニーズのある生徒に焦点を当てた模範的な教育コース。**このプロジェクトの目的は、読み書きの困難と注意力に陥のある生徒への差別化された教育と指導に焦点を当てた模範的な教育コースを開発し、試行することである。

182. **科目領域でのインクルージョン。**このプロジェクトは、個々の科目の内容と方法を調査し、これらがすべての生徒のインクルーシブな学習環境の発展にどう生かせるかを調べる。このプロジェクトでは、実践的/芸術的な科目、人文科学、自然科学の新しい企画を生み出すことが期待されている。

**生徒のインクルージョンと発達に関するプログラム**

183. 総合的な研究プロジェクトには、今後3年間に約9,300人の生徒を追跡調査する全国パネル調査が含まれており、生徒たちのインクルージョンに関する知識をまとめ、経験を分析する。質的研究と量的研究によって、生徒の発達を支援するためになされた取り組みを特定する。このパネルと分析の対象の中心となるのは、分離教育から統合教育に移行した生徒である。

184. **統合的教育環境における学習と社会的統合の習得。**センターは、統合的教育環境で学習と社会統合を習得する特別なニーズを持つ生徒のための学習コースを開発し、試行する。このプロジェクトは生徒のインクルージョンと発達に関するプログラムの一部である。

185. **インクルーシブな学習環境における生徒の役割。**特別なニーズを持つ生徒のインクルージョンをサポートするクラスメートや上級生など、教室以外のインクルーシブな学習環境への生徒による支援を開発し、試行するためのもう一つのプロジェクトが開始される。

186. 障害のある生徒の中等教育以降の教育については、教育省は中退者が高いレベルで存在していることを認識していない。中等教育は、義務教育を終えたすべての人に開かれている。教育に関する法律では、特別な教育援助を必要とする生徒が、教育省の国家品質監督局を通じて教育機関からその特別な援助の提供を受ける資格があることを保証している。

**グリーンランド（略）**

**フェロー諸島（略）**

**事前質問事項のパラグラフ30で提起された問題への回答**

194. デンマークのほとんどのろう児には、人工内耳（CI）の手術が施され、音声を聞き取り、年齢にふさわしい言語能力を身につけられる可能性がある。

195. 保健省はフォローアップ治療のための臨床ガイドラインを策定しており、手術後は、保育所と学校で特別な教育援助を受けることになる。子どもが必要とする場合、専門家のアドバイスに手話が含まれる場合がある。

196. 2013年11月、政府と国会の全政党は、「特別なニーズを持つ人々への的確な援助に関する合意」を結んだ。この合意に従って、国は、重度の聴覚障害児に専門の助言サービスを提供する責任がある。また、国は、この分野の知識の発展を確実なものとする責任がある。

197. この合意の後、専門的な取り組みへの協力と調整の改善を確実にするための新しい法律が実施された。これらの改善もガイドラインが裏付けとなる。

198. ろう者または難聴者が中等学校、職業学校、または高等教育に通う場合、教育省の国家品質監督局（National Agency for Quality and Supervision）に特別教育支援を申請することができる。ろうや難聴の学生の支援ニーズは、聴覚障害の程度に応じて、通訳サービス、同時文字通訳（live captioning）、または補助機器のいずれかである。その他のニーズとしては、例えば、教室でのノートテイク支援がある。生徒がろう者で手話利用者の場合は、この生徒の主要な言語である手話によるサポートの必要性がある。生徒は、必要なすべてのコースについて通訳サービスを受けることができる。学習科目の通訳に割り当てられる時間数に制限はない。

**グリーンランド（略）**

**事前質問事項のパラグラフ31で提起された問題への回答**

（主にグリーンランド、フェロー諸島についての回答なので翻訳は省略）

**仕事と雇用（第27条）**

**事前質問事項のパラグラフ32で提起された問題への回答**

207. デンマーク政府は、以下の統計を提示することが可能である。

**統計**

208. デンマーク国立社会研究センター（Danish National Centre for Social Research）の報告によると、障害のある人または長期的な健康問題のある人の雇用は、障害のない人の雇用よりも大幅に低い。この報告のデータは調査に基づいており、したがって雇用率も調査に基づくものである。

209. 2012年の雇用率は障害者で43.9％、非障害者で77.5％であった（下図参照）。報告書によると、雇用率には相違があるが、2002年から2012年の間に、障害のある人とない人の雇用率の動きに差はなかった。どちらのグループも、経済危機時には雇用が比較的大きく減少したが、2002年から2012年には大きな変化は見られなかった。

障害者と非障害者の雇用率、16-64歳、2002-2012年　（季節調整後雇用率）



出典：デンマーク国立社会研究センター（SFI）

注：障害者の就労率には、支援付き雇用が含まれる。

210. 障害者の場合、季節調整された雇用率は2010年に46.2％、2012年に43.9％であった。非障害者の雇用率は2010年に77.2％、2012年に77.5％であった。この結果には、サンプルのサイズを理由とする統計的な不確実性がある。

**取り組み**

211. 障害者の雇用促進対策の出発点は、失業者としてのニーズと個々の課題に基づいて他の失業者と同じ措置を受けることである。障害が雇用の障壁である場合、通常の雇用促進措置を補完する特別な対策が法制度の中に設けられている。そのような対策には、障害のある個人に重点的な援助を確実に提供するためのパーソナルアシスタントが含まれる。

212. 2011年に障害者権利委員会に既に報告した取り組みに加えて、政府は、さらに関連する取り組みを開始した。

213. 政府は、より多くの障害者が労働市場に参入しなければならないという目標を様々な形で裏付けるためのいくつかの総合的な改革を実行した。

214. 障害給付（Incapacity Benefits）とフレックス・ジョブ（Flex Jobs）の改革の成果の1つは、労働市場で最も脆弱な立場に置かれている人たちが新たな措置を受け、生活の一層の改善を図ることができるということである。中でも、フレックス・ジョブ制度は、労働能力が非常に限られた人に特に重点を置いている。そして政府は、より多くのフレックス・ジョブを創出するため、昨年の予算で4億6,500万デンマーククローネを割り当てた。

215. 現金給付の改革（現金給付/社会扶助を受ける者を含む）の本質的な部分は、社会的または健康上の問題があるために仕事を見つけることや教育を修了することが困難な失業者を支援することである。改革の主な理念は、誰も放置されるべきではなく、すべての人が雇用や教育を受けて自立するために必要な支援を受けるべきであるということである。

216. たとえば、精神科病院に入院している人には、「退院コーディネーター」を割り当てられる権利がある。退院コーディネーターを選任する権利は、その患者が病院から退院する前、その間およびその後のいずれであっても認められる。コーディネーターは、住居、家族、財政、人間関係、および仕事の面で通常の日常生活を取り戻し、支えるための役割を果たす。これに加えて、師としての立場からの助言（メンタリング）の機会が、それを最も必要としている失業者を対象に提供される。

217. デンマーク政府の障害政策のための行動計画が2013年に発表された。行動計画は、障害者権利条約の実施を含め、障害分野の調整と優先順位の引き上げに貢献している。

218. 行動計画は、より多くの障害者の教育と雇用を確保するために役立つ。この計画には、次の3つの目標が含まれている。

・政府は、多様性を尊重し、障害者がすべての社会的コミュニティに市民として含まれる社会を目指す。

・政府は、障害者が自らの生活のために一層確実に自己決定し、参加し、責任を果たすことを支援する社会を目指す。

・政府は、個人の持っている多様な能力を重視する社会、そして障害者が潜在力をフルに発揮することを支援する社会を目指す。

219. これに加えて、政府は失業者に対する積極的な雇用対策の分析に着手した。専門家グループによるこの調査の重要な部分は、労働市場から疎遠になっている市民に特に焦点を当てている。この分析の後、政府は、障害者を含む社会の周縁に取り残された市民の機会を支えるさらなる取り組みを検討する。

**十分な生活水準と社会的保護（第28条）**

**事前質問事項のパラグラフ33で提起された問題への回答**

220. 重度の傷害（severe injuries）のある人は、無拠出の公的障害年金を受けることができる。障害のある人は、機能障害のために自分や家族を支えることができなくなった場合、他の人と平等に障害年金や公的扶助を申請することができる。

221. 2013年1月1日、障害年金改革が実施され、障害年金制度が変更された。例えば、一般に40歳未満の人々は、絶対に仕事に従事できないことが明らかでない限り、もはや障害年金を支給されることはない。それに代わる主なツールは新しいリハビリテーションモデルである。労働能力が実質的に減少している人には、障害年金の代わりに、最大5年間の個別のリハビリテーションと支援措置が提供される。

222. 障害年金の支給には少なくとも1つのリハビリテーションプログラムへの事前参加が必要であり、若者はそれ以外のリハビリテーションプログラムにも継続的に参加することができる。再び働くことができないことが明らかな人は、リハビリテーションプログラムから免除され、また年齢に関係なく障害年金を引き続き与えられることになる。

**政治および公的生活への参加（第29条）**

**事前質問事項のパラグラフ34で提起された問題への回答**

223. 障害、健康状態、または同様の理由で投票所または投票ブースにアクセスできない、あるいはその他所定の方法で投票できない有権者は、デンマーク国会選挙法、欧州議会選挙法、地方自治体選挙法に基づいて、投票を行うために必要な援助を求めることができる。

224. 2008－2009年会期の国会で、国会選挙法、欧州議会選挙法、地方自治体選挙法などの選挙法の投票日および期日前投票における支援に関する新規則が採択され、2009年4月1日に施行された。その規則では、投票の援助を必要とするすべての有権者は、投票監督者、任命された投票人または期日前投票受取人の立ち会いの下で、自ら選択した援助者の援助を求めることができる。ただし、どの有権者も投票の援助を受ける義務はない。さらに、投票用紙の内容や投票手順に関する助言を必要とする有権者は、それを求めることができる。

225. 投票における援助に関する規則は、2011年8月24日の障害者権利委員会へのデンマークの初回締約国報告にも提示された。その後の規則の改正はなかった。

226. 投票の援助に関する規則は、障害者が投票を行うのに必要な援助を求めることを認め、それによって投票権の行使と政治生活への参加を可能にしている。投票に援助を必要とするすべての有権者は、知的障害または心理的障害のある人も含めて、援助を求めることができる。有権者が過度の影響を受けないようにするために、有権者自身が選択した人物によって援助が提供されているときには、投票援助を必要とする人々が脅迫されることなく投票することができ、投票者として自由に投票できるように、投票監督者、任命された選挙人または期日前投票受理者、立ち会わなければならない。もし有権者がパーソナルアシスタントの指名を望まずに投票の援助を求めた場合には、そのための援助は2人の投票アドバイザー、指名された選挙人、または事前投票受理者によって提供される。

**C.特定の義務**

**統計とデータ収集（第31条）**

**事前質問事項のパラグラフ35で提起された問題への回答**

**記録整備の実施**

227. デンマーク統計局（Statistics Denmark）は、市町村の活動とその効果に関する情報を収集するための記録整備プロジェクトを設けている。プロジェクトは、地方政府デンマーク（Local Government Denmark）、デンマーク地域（Danish Regions）および財務省を含む運営委員会およびワーキンググループによって監視されている。

228. このシステムでは、1年に1回現況更新に使用できる基本情報を収集する。公表準備が整った指標はどれかを決定する作業が現在進行中である。記録整備プロジェクトは望ましい形で開始されているが、すべての市町村で実施するには時間がかかる。デンマーク統計局は2014年8月にシステムに報告されたデータを公開し、国レベルでの集計データは2014年の秋に発表される。

**条約実施の指標と基準**

229. デンマーク人権機構とデンマーク国立社会研究センターは、協力して、デンマークでの条約の実施に関する状況と概要を示す指標を確認している。障害者に関する重要な課題に焦点を当てた指標を用いることは大きな挑戦である。指標はアウトカム（成果）レベルで測定される。

230. また、デンマークの関係利害団体、関係省庁の代表者、そしてデンマーク国会オンブツマンからなる諮問グループがこの挑戦のために任命されている。

**グリーンランド（略）**

**フェロー諸島（略）**

**国際協力（第32条）**

**事前質問事項のパラグラフ36で提起された問題への回答**

235. デンマークの開発協力は、貧困の削減と人権の向上という2つの等しく重要で、かつ相互依存する目的を達成することを目指している。出発点は「生活を良くする権利」戦略にあるような国際的に合意された約束に基づいた開発協力への人権アプローチであり、非差別、参加とインクルージョン、透明性と説明責任の原則によって支えられている。これは、最も脆弱で排斥されている人口集団の権利が尊重されるための取り組みを伴う。これらの全体的な原則は、国内および国際レベルでの開発パートナーとの対話においても、具体的な開発への取り組みにおいても、デンマークを正しく導いている。

236. 「開発途上国の市民社会へのデンマーク支援戦略」（2008）では、障害者を具体的に対象グループとしている。「市民社会へのデンマーク支援政策」（2014年5月）は、この戦略を引き継ぎ、総合的な開発戦略「生活を良くする権利」で謳われている、デンマークの開発援助への人権アプローチに基づいて策定されている。「市民社会へのデンマーク支援政策」の冒頭の章では、国連憲章、世界人権宣言、および国連の9つの主要な条約に言及している。そして、ここでも政策は障害者を対象グループとしている。

**国内実施と監視（第33条）**

**事前質問事項のパラグラフ37で提起された問題への回答**

237. 省庁障害委員会（以前の障害に関する省庁間官僚委員会）の全体的な目的は、取り組みの一貫性を含め、政府の目標やビジョンに沿った一貫した障害政策を支援することである。委員会はまた、障害者権利条約の継続的な実施を含む、現在の障害政策問題に関する横断的課題、ネットワーク構築、知識の共有を扱うフォーラムとしても活動している。最後に、委員会は、現在の障害政策の問題をめぐる市民社会の利害関係者との対話の場を提供する。

238. 委員会の任務は次のとおりである。

・分野責任の原則に基づく首尾一貫した障害政策を裏付けるが、分野間の調整、一貫性と協力も支援する。

・最近開始された障害分野の政府行動計画の実施をフォローする。

・中央行政における、国連条約の異なる分野および異なるレベルでの実施の、横断的介入を積極的に行う（第33条1項参照）。

・差別禁止など横断的問題に関する共同の取り組みのために、個別の課題に関する知識を共有する。

・障害政策の取り組みに関して利害関係者や市民社会と協力する。

・障害に関する政府の課題を解決するために、各省庁の相互連絡を促す。

239. デンマークには分野責任の原則がある。つまり、サービスや製品を提供する公共部門には、そのサービスに障害のある人がアクセスできるようにする責任がある。そのため、すべての省庁が委員会に参加している。障害問題の調整担当の省として、子ども、男女平等、統合および社会問題省が、委員会の議長の役割を担っている。

240. 委員会は、その活動に新たな視点をもたらし、各分野の討議によい発想をもたらすために、障害分野の消費者団体を含む外部の利害関係者を招いて、テーマ別の優先事項に関するプレゼンテーションを行うことができる。委員会はまた、学際的活動を活発化するために、デンマーク国内での専門的視察を実施することもある。

**グリーンランド（略）**

**フェロー諸島（略）**

（翻訳：佐藤久夫・曽根原純）